

## 六戸町消防団協力事業所表示制度実施要項

(目的)

第1条 この要綱は、六戸町消防団に積極的に協力している事業所又はその他の団体を消防団協力事業所として認定し、消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化の一層の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
- (2) 消防団協力事業所 町長が消防団活動に協力している事業所等として認め、消防団協力事業所表示証を交付した事業所等（以下「協力事業所」という。）をいう。
- (3) 消防団協力事業所表示証 協力事業所に対して、消防団活動に協力する証として交付した表示証（以下「表示証」という。）をいう。

(申請及び推薦)

第3条 協力事業所としての認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、六戸町消防団協力事業所認定申請書（別記第1号様式）により町長に申請を行うものとする。

2 消防団長は、協力事業所として認定し、表示証を交付することが適当であると認められる事業所等について、六戸町消防団協力事業所認定推薦書（別記第2号様式）により町長に推薦することができる。

(審査及び認定基準)

第4条 町長は、前条に規定する申請又は推薦があったときはこれを審査し、当該事業所等が消防関係法令に違反しておらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときは、協力事業所の認定を行うものとする。

- (1) 従業員が消防団員として、2名以上入団している事業所等であること。
- (2) 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等であること。
- (3) 災害時等に事業所等の資機材等を消防団に提供する等の協力をしている事業所等であること。
- (4) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与している等、特に優良と認める事業所等であること。

(表示証の交付)

第5条 町長は、協力事業所の認定を行ったときは、当該事業所等に表示証（別記第3号様式）を交付するものとする。

2 協力事業所として認定した事業所等が他の市町村にある場合は、協議の上、他の市町村長と連名で、表示証を交付することができるものとする。

(表示証の表示)

第6条 表示証は、事業所等の見やすい場所等に表示するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、表示証を同率に拡大又は縮小して、パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により行う映像その他の広告に表示できるものとする。  
（表示証交付整理簿の備付け）

第7条 町長は、六戸町消防団協力事業所表示証交付整理簿（別記第4号様式）を備え付け、表示証を交付する事業所等の名称、所在地、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

（表示有効期間）

第8条 表示の有効期間は、原則として、認定の日から2年又は次条の規定による認定の取消しの日までとする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証（以下「総務省消防庁表示証」という。）の交付を受けた場合は、表示の有効期間は、総務省消防庁表示証の交付を受けた日から2年とする。

- 2 表示証の表示の効力が失効した事業所等については、第6条に規定する表示を行うことができない。
- 3 町長は、表示の有効期間が満了する前に協力事項の現状及び表示の継続の意思を確認した上で、認定を更新できるものとする。

（認定の取消し）

第9条 町長は、協力事業所が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該認定を取り消すものとする。この場合において、町長は、相手方に対し、当該認定を取り消す理由を文書で通知するものとする。

- (1) 事業を廃止又は休止したとき。
- (2) 第4条に規定する基準を満たさないこととなったとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により協力事業所の認定を受けたとき。
- (4) その他協力事業所としての認定が適当でないとき。

- 2 前項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに表示証を町長に返還しなければならない。

（協力事業所の公表）

第10条 町長は、協力事業所の名称、六戸町消防団への協力内容その他の事項について、公表するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から実施する。